

AMCoR

Asahikawa Medical College Repository <http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/>

旭川医科大学研究フォーラム (2000) 創刊号:94.

旭川医大の入試情報開示について

中村正雄、片桐 一

依頼論文B(報告)

旭川医大の入試情報開示について

中村正雄* 片桐一**

【要 旨】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(「情報公開法」)が成立した。行政機関に国立大学が含まれることから、各大学の情報公開への対応が求められた。本論文では、まず情報開示内容のうち、なぜ入試情報を第一に取り上げたかその背景を述べる。ついで本学の対応と取り組みに触れ、最後に本学の入試情報開示内容をまとめた。

キーワード 情報公開法、自己情報開示請求権、入試情報開示

I 旭川医大の入試情報開示にいたる背景

開示請求者は裁判所に訴訟を起し、司法の判断を受けることができる。

a) 情報公開法の成立

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)が平成11年5月7日に成立し、平成13年4月から施行となった。この法律の目的は第一条で「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」としている。この法律でいう「行政機関」に国立大学も含まれることになる。情報公開法の定める「正規の開示請求手続き」は、国立大学に当てはめると次のようになる。

1. 開示請求者(団体、個人)は、大学に対し求める情報の開示請求を行う。大学は請求内容を審査し、開示するかどうかを30日以内に決定する。
2. 大学が非開示とした場合、開示請求者は大学に対し、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。その場合、不服申立てが不適法で却下するとき等を除き、大学は総理府に設けられている情報公開審査会に諮問しなければならない。
3. もし情報公開審査会でも非開示となった場合、

b) 国立大学協会の対応

情報公開法の成立の動きに対応して国立大学協会は、平成9年1月に第7常置委員会で、法律が施行される前に国立大学として予めガイドラインを定める必要があると判断し検討を開始した。その後、入試関係は第2常置委員会で、病院関係は国立大学附属病院長会議で検討することになった。国立大学協会第2常置委員会では平成10年2月から検討をはじめ、同年9月に原案として「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」をまとめた。これは次の3点に要約される。

1. 入試情報に関しては一つの情報に多くの学生が関心を持つこと。
2. 従って入試情報は他の一般行政情報とは異なり、入試情報をすべての行政情報と同様に情報公開法によって本人が開示請求して得るとするのは妥当性を欠くこと。
3. 大学は、多数の学生から情報公開法に基づく開示請求を受け、その都度扱いを判断しなければならないことになると困る事情もある。

また「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」の理念としては、次のようにまとめられている。

* 旭川医科大学 化学 ** 旭川医科大学 副学長

- ① 入試情報の開示は大学間の格差を明らかにしたり、合否判定や成績評価についての大学の自由な判断の余地を狭める等のマイナス効果をもたらすのではないかとの懸念をもたれることもあるかもしれない。
- ② しかし、いうまでもなく入試の難易度は単なる一評価材料であり、その大学の地位全体を表すものではない。
- ③ むしろ、各大学はいかにして入学者を教育し、その能力を高めて社会に有為な人材を送り出し、自らの存在理由を確立するかに腐心すべきであって、入試の難易度が明らかになることを恐れて、受験生に有益な入試情報の開示に消極的になることは大学のとるべき態度とはいえないだろう。
- ④ 入試情報の多くは社会の広い関心の的となり、受験生一般に関係するだけに、大学は正規の開示請求手続きを待つことなく、可能な限り自主的に入試情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、入試情報開示として「情報提供による開示」「情報公開法に基づく開示」「個人情報の本人開示」の三つの方法に分け、それぞれの方法に応じて開示すべき情報を分類し、合わせて大学入試センター試験成績の開示も含め、原案を作成した。国立大学協会第2常置委員会では、原案を平成10年10月に各国立大学へ送付し、意見を求めたうえ再検討した。平成11年5月に修正案を再度各国立大学へ送付し意見を求め、同年6月の国立大学協会総会で決定した。

II 本学の取り組み

国立大学協会第2常置委員会でまとめられた「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」が本学へ送付され、平成10年11月24日第7回入学試験委員会、同年11月25日第14回教授会、同年12月9日第15回教授会で検討を開始した。翌平成11年4月21日には国立大学協会第2常置委員会委員長名で、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」(修正案)が送付された。平成11年5月24日第1回入学者選抜方法研究委員会において委員長から、入試情報開示に関する検討経緯について説明があり、本学の入試情報開示に向けたワーキンググループ設置の提案とその人選がなされ作業が開始された。入試情報開示ワーキンググループは入試情報開示内容について合計4回の検討を行

い、平成12年3月23日入学者選抜方法研究委員会委員長へ「入試情報開示(案)」の答申をおこなった。「入試情報開示(案)」は入学者選抜方法研究委員会及び2回の入学試験委員会の審議をへて、教授会へ提出された。これに先立ち「入試情報開示(案)」は予め教授会構成員に配布され、事前に検討された後、平成12年5月24日第9回教授会で審議され、原案どおり了承された。

III 本学の入試情報の開示内容

旭川医大の入試情報開示内容は次のとおりである。

第1 開示対象入学者選抜(入学試験委員会関係)

- I 一般選抜
- II 推薦入学
- III 帰国子女特別選抜
- IV 私費外国人留学生選抜
- V 看護学科第3年次編入学

第2 開示情報

I 情報提供の方法により開示する情報

1. 自主的・積極的に開示する情報

((4)を除き、平成13年度選抜要項、募集要項に掲載)

(1) 合否判定基準関係

① 合否判定基準

[総合点主義を明示]

……………一般選抜・推薦入学・

看護学科第3年次編入学

② 同点者の順位決定基準

[基準を明示]

……………一般選抜・推薦入学・

看護学科第3年次編入学

③ 配点

[配点のうち、今まで非開示であった「面接」・「調査書」を明示]

……………全選抜

(2) 採点・評価基準

[「小論文」・「面接」・「調査書」について、採点・評価基準を明示]

……………全選抜

(3) 合格者の最高・最低・平均点

[前年度のデータを明示]

……………一般選抜

(4) 試験問題

[今まで非開示であった看護学科第3年次編入学の試験問題を、平成13年度入試から公表]

2. 問い合わせや求めに応じて開示する情報

(1) 入試実施組織

[問い合わせに対して回答の必要がある場合のみ、そのアウトラインを開示する]

II 請求により本人に開示される個人情報と、本人に対しても開示されない個人情報

1. 請求により本人に開示される個人情報

(平成13年度入試より実施、平成13年度募集要項に請求方法を掲載)

(1) 試験成績 得点・・・全選抜

順位・・・一般選抜・推薦入学・看護学科第3年次編入学

(2) 調査書・成績証明書(ただし、「指導上参考となる諸事項」・「備考」欄及び人物評価等の記載欄を除く)

(注) 請求権者は受験者本人(合格者、不合格者のいずれも含む)、開示方法は閲覧によるものとし、開示期間は試験を実施した年度の翌年度の4月から5月までとする。

2. 本人に対しても開示されない個人情報

(1) 調査書の「指導上参考となる諸事項」・「備考」欄及び成績証明書の人物評価等の記載欄

(2) 推薦書

(3) 答案

議論をしたことが最大の理由であろう。また本学が医学科、看護学科からなる比較的小規模な大学で構成員の合意を得やすかったためであろう。事実、国立総合大学の多くでは入試情報開示についての全学的合意を得る努力が現在でもなされている段階である。

次に今後の問題点に触れたいと思う。

1. 医学科2年次後期学士編入学試験の入試情報開示について。本年度から医学科第2年次後期編入学試験が実施された。この選抜と大学院の入試情報開示は次年度開示に向けて検討を行う必要がある。

2. 正解・解答例の開示。一義的な正解が出しにくい数学、英語、小論文の開示は各国立大学で扱いに苦慮している。特に様々な解答が与えられる数学では当該学会をあげた反対がある。また実技を科す入試(芸術、体育)では評価の基準が定めにくいとの声がある。一方ですでに全面的解答例の開示に踏みきった大学もある。本学入学試験委員会では解答例の開示は平成13年度入試では実施せず、平成14年度入試からの開示にむけて検討を行う予定である。

謝辞 本稿の作成にあたり資料の作成と提供をいただいた本学入学主幹 吉本可寿雄氏に御礼申し上げます。

IV まとめと今後の問題点

以上旭川医大の入試情報開示について述べた。今回新たに開示された内容は大学のホームページで容易に知ることができる。たくさんの受験生がこれを読み、できるだけ本学の入試に対する不安を解消され本学を志望するきっかけになれば入試情報開示の作業をおこなった者にとりこれに過ぎる喜びはない。入試情報開示内容の検討から入試情報開示にいたる期間は、他の国立大学に比べ速やかであった。これはワーキンググループのメンバーが問題点について活発に踏み込んだ

Disclosure of Information Related to the Entrance Examination of Asahikawa Medical College

Masao NAKAMURA* Makoto KATAGIRI**

Summary

The Japanese Government has established a law with regard to disclosing administrative information, namely the Disclosure of Official Information Act. As government institutions, every national college and university in Japan is required to respect this act. This paper gives some background and explains why entrance examinations are of prime importance in the disclosure of information. We also explain our approach to the issue of disclosure and list the details to be disclosed related to the entrance examination of Asahikawa Medical College.

key words

Disclosure of Official Information Act,
right of access to one's own data,
disclosure of the information of entrance examination

* Asahikawa Medical College Chemistry ** Asahikawa Medical College Vice-President